

## 蒲郡市いじめ問題対策連絡協議会要綱

### (設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定により策定された蒲郡市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、蒲郡市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) いじめの防止等に関する組織の取組の情報交換及び連携の在り方についての協議
- (2) 蒲郡市いじめ防止基本方針についての検証
- (3) 教育委員会が実施するいじめの防止等に関する施策に対する助言

### (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関等の代表者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 蒲郡市生徒指導研究推進委員会
- (2) 蒲郡市学校保健会
- (3) 蒲郡市民病院
- (4) 蒲郡市教育委員会学校教育課
- (5) 蒲郡市企画部企画政策課
- (6) 蒲郡警察署生活安全課
- (7) 豊橋人権擁護委員協議会蒲郡地区委員会
- (8) 蒲郡市こども家庭センター
- (9) 蒲郡市主任児童委員
- (10) 東三河児童障害者相談センター
- (11) 蒲郡市青少年センター
- (12) 蒲郡市小中PTA連絡協議会
- (13) 蒲郡市総代連合会
- (14) 蒲郡市立学校校務主任

(15) 蒲郡市現職研修委員会養護教諭部会

(16) 蒲郡市教育支援センター

(17) 蒲郡市立学校スクールカウンセラー

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、蒲郡市生徒指導研究推進委員会委員長を充てる。

3 副会長は、蒲郡市生徒指導研究推進委員会副委員長を充てる。

4 会長は、協議会の会務を総理し、協議会の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、年2回の定期開催のほか、必要に応じて会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、蒲郡市教育委員会学校教育課において処理するものとする。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。